

審 査 基 準

令和7年3月31日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第2条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第3条第1項（許可の基準）・ 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）・ 質屋営業法施行規則第2条、第3条（質屋の許可の申請）・ 質屋営業法施行規則第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： <p>質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しない営業所については適任の管理者を置くこととしているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業が期待できるときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間：50日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：